第51号様式の6の9(第24条関係)

県民税株式等譲渡所得割　更正／決定／加算金決定　通知書兼　納入／納付　通知書

法人番号

第　　号

年　　月　　日

〒

所在地

名称　　様

大分県税事務所長　　印

下記のとおり、更正／決定したので通知します。この通知書による不足税額及び加算金並びに延滞金額は、　　年　　月　　日までに、大分県指定金融機関又は収納代理金融機関に納入書／納付書によって納入／納付してください。

調査による過不足税額	(ア)	円
過少申告加算金	(イ)	円
不申告加算金	(ウ)	円
重加算金	(エ)	円

納入／納付すべき不足税額の合計額(ア)＋(イ)＋(ウ)＋(エ)		円

更正、決定又は加算金決定の理由

※　延滞金は、注2により計算してください。

注1　この更正、決定又は加算金決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、知事に対し審査請求をすることができます(審査請求書は、正副2通をなるべく当県税事務所を経由して提出してください。)。

なお、この処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大分県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の場合には、審査請求の裁決を経ることなく、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1)　審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2　延滞金は、申告納入期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(地方税法附則第3条の2第1項に定める各年の延滞金特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、同条の割合)を乗じて計算してください。

なお、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときはその端数金額又はその全額を切り捨ててください。

県民税株式等譲渡所得割　更正／決定／加算金決定　月別内訳書

法人番号	
宛名番号	

実績年月	申告／更正／決定 済額		更正／決定 額		差引過不足額		加算金決定額		
	課税標準	税額	課税標準	税額	課税標準	税額	区分	%	金額
・									
・									
・									
・									
・									
・									
・									
・									
・									
・									
・									
・									
・									
・									
・									
・									
・									
・									
・									
合計									

注1　加算金決定の区分欄の「少」は過少申告加算金、「不」は不申告加算金、「重」は重加算金を表示しています。

2　加算金決定の内容が過少申告加算金の場合の加算金決定額は、更正により不足する税額(加算金決定の基礎となつた更正前に更正があつ

た場合は、その更正による不足税額の合計額)が、提出期限までに提出された申告書に係る税額と50万円のいずれか多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額(今回決定した加算金の算出の基礎となる税額の更正による不足税額が限度となります。)に5%の割合を乗じて計算した金額が加算されています。

3　加算金決定の内容が不申告加算金の場合の加算金決定額は、決定又は更正等により納入すべき税額(加算金決定の基礎となつた更正前になされた提出期限後の申告又は決定等があつた場合は、これらによる納入すべき税額の合計額)が50万円を超えるときは、当該超える部分に相当する金額(今回決定した加算金の算出の基礎となる税額の決定又は更正等により納入すべき税額が限度となります。)に5%の割合を乗じて計算した金額が加算されています。